○法務省令第五十九号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日　法務大臣　岩城　光英

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

表の法別表第一の二の表の興行の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第一号ロ及び同号ハ(2)中「又は第二号」を削る。

表の法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第七号中「千時間」を「二百五十時間」に改める。

表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第一号ハ中「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を、「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の改正規定は平成二十八年四月一日から、表の法別表第一の二の表の興行の項の下欄に掲げる活動の項の改正規定は同年六月二十三日から施行する。

○法務省令第六十号

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第二十五条の規定に基づき、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日　法務大臣　岩城　光英

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則の一部を改正する省令

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則（平成二十三年法務省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「同項の規定により」を削る。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○法務省令第六十一号

商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）、会社法（平成十七年法律第八十六号）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）及び信託法（平成十八年法律第百八号）の規定に基づき、商業登記規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日　法務大臣　岩城　光英

商業登記規則等の一部を改正する省令

（商業登記規則の一部改正）

第一条　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の六第一項中「磁気ディスク」を「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」に改め、同条第四項中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に記録して提出しなければ」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「日本工業規格X〇六〇六」の下に「又はX〇六一〇」を加え、同号を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。

二　法務大臣の指定する構造の不揮発性半導体記憶装置

第三十三条の六第五項及び第六項中「磁気ディスク」を「電磁的記録」に改め、同条第八項中「第五項」を「第四項第二号、第五項」に改め、同条第九項を削る。

第三十三条の七第一項、第三十三条の八第二項第一号及び第三十四条第十号中「磁気ディスク」を「電磁的記録」に改める。

第三十五条の二第一項第一号中「磁気ディスク（第三十三条の六第四項各号のいずれかに該当する構造の磁気ディスクに限る。）」を「電磁的記録媒体（第三十三条の六第四項第一号に該当する構造の電磁的記録媒体に限る。）」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第一項第一号の電磁的記録媒体には、商号を記載した書面を貼り付けなければならない。

第三十六条第一項中「第三十三条の六第四項各号のいずれか」を「第三十三条の六第四項第一号」に、「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改め、同条第七項中「第三十三条の六第九項」を「前条第三項」に、「電磁的記録」を「電磁的記録媒体」に改める。

（会社法施行規則等の一部改正）

第二条　次に掲げる省令の規定中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

一　会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第二百二十八条

二　電子公告規則（平成十八年法務省令第十四号）第七条第二項第二号

三　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成十九年法務省令第二十八号）第九十四条

四　信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第二十九条第一項

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年三月一日から施行する。

（電子証明書に係る磁気ディスクの保存に関する経過措置）

第二条　この省令による改正前の商業登記規則第三十四条第十号の規定により保存されている磁気ディスクの保存期間については、なお従前の例による。

（電磁的記録に関する経過措置）

第三条　この省令の施行前にした登記の申請については、この省令による改正後の商業登記規則第三十五条の二第一項第一号又は第三十六条第一項（これらの規定を他の省令において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○外務省令第二十二号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日　外務大臣　岸田　文雄

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。